

平成17年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定めます。

平成16年8月27日

京都市教育委員会

### 平成17年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成17年度における京都府公立高等学校(以下「高等学校」という。)の入学者の選抜は、高等学校に入学を志願する者(以下「志願者」という。)に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

#### 1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)又は(5)に該当する者であることとする。更に、普通科第Ⅲ類、英語科、美術工芸科、音楽科、京都こすもす科、京都国際・福祉科、探究学科群及びエンタープライジング科にあっては、(6)にも該当する者であることとする。

- (1) 平成17年3月に中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)をする見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
  - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者(平成17年3月に修了する見込みの者を含む。)
  - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとし

て指定した在外教育施設の当該課程を修了した者(平成17年3月に修了する見込みの者を含む。)

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条(同法第39条第3項で準用する場合を含む。)の規定により保護者が就学させる義務を猶予され又は免除された子女で、就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

オ その他高等学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 全日制の課程(以下「全日制」という。)にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都府教育委員会教育長(以下「府教育長」という。)又は京都市教育委員会教育長(以下「市教育長」という。)が定める者をいう。以下同じ。)の住所(生活の本拠とする所をいう。)が府の区域内(以下「府内」という。)にある者

イ 保護者が住所を入学日までに、他の都道府県又は外国から府内に変更する者

ウ ア及びイ以外の者で、9(4)により府教育長又は市教育長の許可を受けたもの

(5) 定時制の課程(以下「定時制」という。)及び通信制の課程にあっては、次のいずれかに該当する者

ア 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先が府内にある者

イ 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先を，入学日まで  
に他の都道府県又は外国から府内に変更する者

ウ ア及びイ以外の者で志願先高等学校長がやむを得ない事情があ  
ると認めたもの

(6) 19により実施する適性検査に合格した者

## 2 高等学校入学者の募集

(1) 別表2に掲げる高等学校において高等学校第1学年の生徒募集をす  
る。

なお，京都府立高等学校に設置される学科及び類・類型等は，京  
都府立学校の分校，課程，学科等設置規則（昭和39年京都府教育委  
員会規則第3号）及び各府立高等学校の学則に規定するところによる。  
また，京都市立高等学校に設置される学科及び類・類型は，各市立  
高等学校の学則に規定するところによる。

(2) 高等学校第1学年生徒募集定員は，別に公示する。

(3) 入学者の募集は，この要項により高等学校長が行う。

## 3 通学区域

通学区域は，京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規  
則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「府通学区域規則」とい  
う。）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市  
教育委員会規則第2号。以下「市通学区域規則」という。）の定めるところ  
による。

#### 4 出願の要領(全日制・定時制共通)

##### (1) 願書受付期間

###### ア 全日制及び定時制(昼間)

平成17年2月23日(水)	}	午前9時から
2月24日(木)		午後4時まで
2月25日(金)		午前9時から正午まで

###### イ 定時制(夜間)

平成17年2月23日(水)	}	午後1時から
2月24日(木)		午後7時まで
2月25日(金)		午後1時から午後3時まで

やむを得ない理由により郵送により出願する場合は、平成17年2月19日(土)から2月21日(月)までの消印のあるもの限り有効とする。

##### (2) 提出書類

書類名	作成部数	提出部数	作成者
入学願書(様式Aの1のア)	1通	1通	志願者
入学願書(様式Aの1のイ)	1通	1通	志願者
学力検査受検願(様式Aの2)	1通	1通	志願者
写真票(様式Aの3)	1通	1通	志願者
入学願書の提出について(様式B)	1通	1通	中学校長
報告書(様式Cの1)	1通	1通	中学校長
報告書【運動実績の記録】(様式Cの2)	1通	1通	中学校長
京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書(様式D)	1通	1通	志願者
学力検査受検に関する特別措置願(様式F)	3通	2通	中学校長
特別活動及び部活動に関連する入学希望書(様式希-1の1)(以下「入学希望書」という。)	1通	1通	志願者
特別活動及び部活動に関連する実績報告書(様式希-1の2)(以下「実績報告書」という。)	1通	1通	中学校長

特別活動及び部活動に関連する入学希望者名簿 (様式希-2)(以下「入学希望者名簿」という。)	※3通	2通	中学校長
確約書(様式G)	1通	1通	志願者

※ 希望する者のある高等学校ごとに3通作成すること。

- 備考 1 9に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理証明書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。
- 2 入学願書(様式Aの1のア)は、保護者の住所が山城通学圏以外にある場合又は保護者の住所が山城通学圏にあり普通科以外の学科を第1志望とする場合に提出すること。
- 3 入学願書(様式Aの1のイ)は、保護者の住所が山城通学圏にあり、普通科を第1志望とする場合に提出すること。
- 4 報告書【運動実績の記録】(様式Cの2)は、普通科第Ⅲ類体育系の志願者のみ提出すること。
- 5 入学願書(様式Aの1のア)の「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄に○印を記入した者は、確約書(様式G)を入学願書に添付すること。

- (3) 書類は、第1志望又は第1志望第1順位として志願する高等学校の校長に提出すること。ただし、総合選抜を行う京都市北通学圏、京都市東通学圏、京都市南通学圏及び京都市西通学圏(以下この4通学圏を「京都市地区各通学圏」という。)の普通科第Ⅰ類を第1志望とする場合は、別表3に掲げる高等学校の校長に提出すること。

なお、各通学圏の区域は別表4のとおりである。

#### (4) 志願者の手続

ア 志願者は、入学願書及び学力検査受検願に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、写真票を添付し、在学又は出身の中学校長(以下「中学校長」という。)を經由して、(3)に規定する高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、学力検査手数料(全日制2,200円、定時制900円)を、京都府立高等学校において受検する者は京都府収入証紙により、京都市立高等学校において受検する者は現金により納入し、その証紙又は領収書を学力検査受検願の所定欄にはり付けること。ただし、京都市立高等学校に郵送により出願する場合は、学力検査手数料分の郵便小為替を同封するものとする。

イ 1(3)オの該当者は、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書(様式D)を平成17年2月7日(月)までに(3)に規定する高等学校長に提出して認定を受けること。

ウ 特別の事情により(3)に規定する高等学校で学力検査を受けることが困難な者は、平成17年1月21日(金)までに中学校長にその旨を申し出て手続を依頼し、最寄りの高等学校で受検することができる。

エ 志願者のうち、出身中学校の廃止又は被災等の事情によって中学校長を經由できない者は、志願者で提出できる書類を、平成17年2月7日(月)までに(3)に規定する高等学校長に提出し、その指示を受けること。

オ 出願に当たって、9に規定する府教育長若しくは市教育長又は高等学校長に届出又は許可申請を行う必要のある者は、平成17年1月

17日(月)から1月28日(金)までの間に手続を完了すること。

(5) 中学校長の手続

ア 中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえで、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、次の表によって提出すること。ただし、①、②及び④の書類をやむを得ない理由により郵送する場合は、平成17年2月19日(土)から2月21日(月)までの消印のあるものに限り有効とする。また、郵送による場合は、電話で(3)に規定する高等学校長に、志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡のうえ、学力検査受検票等の返信用として、あて先を記入し書留速達送付分の切手をはった封筒を同封し、書留速達により提出すること。

提出書類	提出先	摘要
① 入学願書(様式Aの1の ア・イ) 学力検査受検願(様式A の2) 写真票(様式Aの3) 報告書(様式Cの1・2)	(3)に規定す る高等学校長	志願者ごとに1通を平成 17年2月23日(水)から2月 25日(金)までの間に提出 すること。
② 入学願書の提出について (様式B)	同上	全日制・定時制の課程別 に1通を平成17年2月23日 (水)から2月25日(金)ま での間に提出すること。
③  学力検査受検に関する特 別措置願(様式F)	同上	志願者から申出のあった 場合、3通を作成し、2通 を平成17年1月31日(月) から2月4日(金)までの間 に(3)に規定する高等学 学校長に提出して許可を受 け、その許可書を学力検 査受検願及び写真票に添 えて指定された受検校に 平成17年2月23日(水)か ら2月25日(金)までの間 に提出すること。なお、 入学願書、入学願書の提

		出について及び報告書は、(3)に規定する高等学校長に提出すること。
④ 確約書(様式G)	同上	入学願書の「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄に○印を記入した志願者についてのみ、1通を平成17年2月23日(水)から2月25日(金)までの間に提出すること。

イ 中学校長は、出願を予定する者のうち障害のあるもので、学力検査実施上配慮を必要とされるところにおいては、アの表の③に規定するものを除き、(3)に規定する高等学校長にあらかじめ申し出ること。

#### (6) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、学力検査受検願に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

イ 高等学校長は、(5)イに基づき申出があった場合は、当該高等学校を所管する教育委員会と協議すること。

#### (7) 提出書類記入上の注意

ア 各提出書類の記入は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。ただし、普通科の類の表記については、ローマ数字を使用し、「第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類」の表記によること。

イ 各欄については、特に別の定めがない限り、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

(ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこ



と。

(エ) ※欄は、志願者、中学校では記入しないこと。

(オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線(  )で抹消すること。

#### ウ 入学願書について

(ア) 「志望」欄については、別表2を参考にして、府通学区域規則及び市通学区域規則によって定められた就学できる高等学校名、課程名、学科名、類名、類型名及び系統等名を記入すること(分校への入学を志望する者は、「学校名」欄に分校名まで記入すること。)

(イ) 総合選抜を行う普通科第Ⅰ類を志望する者は、次の要領によって記入すること。

a 「学校名」欄に入学を希望する高等学校名を記入すること。  
特に入学を希望する高等学校がない場合は、この欄を斜線で抹消すること。

b 第1志望の「学校名」欄に記入した高等学校以外の高等学校には入学を志願しない者は、「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄に○印を記入し、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消のうえ、確約書(様式G)を提出すること。

なお、それ以外の者は「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄を斜線で抹消すること。

c 10により入学希望書等を提出する者は、「特別活動・部活動に関連する入学希望の有無」欄に○印を記入すること。それ以外の者は、「特別活動・部活動に関連する入学希望の有無」欄を

斜線で抹消すること。

- d 保護者の住所に最寄りの停留所・駅のコード番号及び停留所・駅名を別表1により記入すること。

なお、9に規定する手続により、住所の届出を行った者は届け出た住所に基づき、許可申請を行い、許可を受けた者は交付された許可書の住所に基づき記入すること。

- (ウ) 「志望」欄は、第2志望までの記入を認める。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。なお、第2志望がない場合は、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消すること。

- a 全日制と定時制にまたがる場合  
b 同一学科(全日制の普通科においては同一類・類型)で2校にまたがって志望する場合  
c 普通科第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類若しくは普通科総合選択制又は単位制による課程の普通科を第1志望とし、第Ⅱ類若しくは第Ⅲ類又は単位制による課程の普通科を第2志望とする場合  
d 山城通学圏の普通科をまたがって志望する場合

- (エ) 「第2志望」欄に普通科及び総合学科以外の学科(以下「専門学科」という。)を記入する場合は、次に掲げる専門学科を除き、同一校、同一分校に設置されている専門学科に限り、2学科記入できるものとする。その際、左側に記入した学科を第1順位とする。

- a 京都府立京都すばる高等学校 会計科又は企画科及び情報科学科  
b 京都府立木津高等学校 システム園芸科及び情報企画科

- c 京都府立北桑田高等学校美山分校 農業科及び家政科
- d 京都府立福知山高等学校三和分校 農業科及び家政科
- e 京都府立峰山高等学校弥栄分校 農園芸科及び家政科

(オ) 京都市地区各通学圏の普通科第Ⅱ類を「第1志望」欄に記入する場合は、同一校に設置されている類型を除き、2類型記入できるものとする。その際、左側に記入した類型を第1順位とする。

(カ) 保護者の住所が山城通学圏にある志願者が普通科を「第1志望」とする場合は、第1志望として志願先を第3順位まで記入できるものとする。

なお、第3順位まで記入した者は、第3順位までの希望により合格者となる者では定員に充たない高等学校について、高等学校名等を特定せずに希望することができる。その場合は、入学願書(様式Aの1のイ)の所定欄に○印を記入するものとする。

(キ) 願書受付後における志望の変更は認められない。ただし、16による第2次選抜を行う場合は、改めてその志望を確認する。

#### エ 報告書(様式Cの1)について

(ア) 指導要録に基づき、生徒の発達程度の判定に資するように作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、平成17年2月10日現在の記録を記入すること。

(イ) 「学歴」欄には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について、該当するものを○で囲むこと。

(ウ) 「学習の記録」欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によ

って記入すること。

- a 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、文部科学省初等中等教育局長通知(平成13年4月27日付け13文科初第193号)に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとにA・B・Cの記号を記入すること。

なお、平成14年3月以前の卒業者については、「観点別学習状況」全体に斜線を引き、最終学年の指導要録の観点別学習状況の記載に準じて作成したものを添付すること。ただし、平成11年3月以前の卒業者については、添付を要しない。

- b 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」による5段階評価によって5・4・3・2・1(5を上位とする。)の評定点を使用すること。

なお、過年度卒業者については、必修教科(共通履修としての「外国語」を含む。)の評定を記入すること。ただし、平成11年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

また、育成学級及び盲・聾・養護学校に在籍する発達に遅れのある生徒については、別に定める。

- c 「選択教科」は、当該生徒が第1学年、第2学年又は第3学年で履修した教科に○印を付け(教科名を追加する場合には、その下の空欄に教科名を記入すること。)、履修した学年を記入のうえ、3段階の評定A・B・Cのうち該当するものに○印を付けること。

なお、過年度卒業者については、共通履修としての「外国

語」を除いて記入すること。ただし、平成11年3月以前の卒業  
者については、記入を要しない。

d 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容  
に基づいて各中学校が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の学  
習状況における顕著な事項等に関して記入すること。ただし、  
平成16年3月の卒業者の第1学年、平成15年3月の卒業者の第1  
学年及び第2学年並びに平成14年3月以前の卒業者については、  
記入を要しない。

(エ) 「行動の記録」欄は、第1学年、第2学年及び第3学年について、  
掲げられた各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にある  
と判断される場合に○印を記入し、そうでない場合は何も記入  
しないこと。

なお、「項目」について各中学校で付加している項目があれば  
空欄に記入すること。

過年度卒業者については、指導要録の「行動の記録」欄に基づ  
いて「項目」を適宜書き換え、十分満足できる状況にあると判断  
される場合に○印を記入し、そうでない場合は何も記入しない  
こと。ただし、平成11年3月以前の卒業者については、記入を  
要しない。

(オ) 「特別活動等の記録」欄は、次の要領によって記入すること。  
ただし、平成11年3月以前の卒業者については、記入を要しな  
い。

a 「I 特別活動の状況」は、第1学年、第2学年及び第3学年に  
ついて、各内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状

況にあると判断される場合は、○印を記入し、そうでない場合は斜線を記入すること。

b 「Ⅱ 特記事項」は、3年間の特別活動における活動状況、部活動の状況、生徒の特技等、学校の内外における奉仕活動及び表彰を受けた行為や活動等について、顕著なものを記入すること。

(カ) 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間20日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。ただし、平成11年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

(キ) 定時制を志望する者は、報告書(様式Cの1)の右側に赤線の付いたものを使用すること。

オ 報告書【運動実績の記録】(様式Cの2)について

(ア) 学校外のチーム等に所属して活動している場合は、「所属運動部(種目)名」欄に所属チーム名及び活動種目名を記入すること。

(イ) 「ポジション、部内での役職等」欄には、短距離、アタッカー等又はキャプテン、副キャプテン等を記入すること。

(ウ) 「大会区分」欄には、大会区分ごとに、その学年で一番良い実績を一つだけ記入すること。記入内容は大会名及び成績順位(記録)のみとし、個人・団体の別は明確に記入すること。

(エ) 「その他・所見」欄には、他の実績(国際親善試合、選抜合宿参加、武道の段位等)又は志願者本人の運動実績に関する所見を記入すること。

## 5 学力検査(全日制・定時制共通)

(1) 学力検査は、京都府教育委員会と京都市教育委員会が相互に協力して、志願者全員に対し、高等学校において一斉に実施するものとする。

(2) 実施期日、教科及び時間割

平成17年3月4日(金)		
時間	検査教科	
第1時限	9:30～10:10	(検査1)国語
第2時限	10:30～11:10	(検査2)社会
第3時限	11:30～12:10	(検査3)数学
第4時限	13:05～13:45	(検査4)理科
第5時限	14:05～14:45	(検査5)英語(リスニングテストを含む。)

ただし、豪雪、事故その他特別な事情によりこの時間に実施することが困難な場合は、検査実施校の高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時刻を変更することができる。

(3) 検査場

願書提出先高等学校

(4) 受検に関する注意事項

ア 検査開始前、検査場の高等学校長の指定した時刻に検査場に集合して、検査員から注意事項の説明を受けること。

イ 受検票、弁当及び筆記用具(鉛筆、消しゴム及び鉛筆削り)を忘れないこと。その他検査場の状況によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示する。

なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとする。また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話及びポケットベル等の持込みは禁止する。

ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付

番号は、算用数字で正確に記入すること。

エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

オ このほか、学力検査についての必要な事項は、高等学校長及び中学校長に通知する。

(5) やむを得ない理由による欠席者の措置

学力検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、平成17年3月4日(金)(検査当日)午後4時までに、追検査受検願(様式H)に理由を証明する書類を添えて、検査場の高等学校長に届け出たものは、追検査(平成17年3月8日(火))を受検することができる。

(6) 学力検査受検に関する特別措置の該当者については、受検校の高等学校長は、「様式F」の許可連絡票に学力検査の成績を記入して、平成17年3月8日(火)までに1通を4(3)に規定する高等学校長へ送付すること。

この連絡票の送付を受けた4(3)に規定する高等学校長は、他の志願者と同様に選抜を行うこと。

## 6 入学者の選抜(全日制・定時制共通)

(1) 高等学校長は、中学校長から送付された報告書と選抜のための学力検査の成績を資料として、次の方法により選抜を行い、合格者を決定するものとする。

ア 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。その際、「音楽」、「美術」、「保健体育」及び「技術・家庭」の評定は、2倍する。



イ 学力検査の配点は、各教科40点とし、それぞれの得点の合計値を求める。

ウ ア及びイの値をそれぞれ高得点順に並べ、その順位が双方ともに募集人員の数以内に位置する者について、報告書の必修教科の評定以外の記載内容を総合的に判断し、合格者として決定する。

エ ウによって合格者とならなかった者の中から、報告書の記載内容及び学力検査の成績を総合的に判断し、合格者として決定する。

オ 受検者数が募集人員を超えない場合は、ウによらずエの方法により、合格者を決定するものとする。

(2) 高等学校長は、選抜のための面接は行わないものとする。ただし、推薦入学、特色選抜、海外勤務者帰国子女特別入学、中国帰国孤児子女特別入学及び成人特別入学並びに山城通学圏における第2次募集の志願者に対しては、この限りではない。

(3) 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があって、これを実施しようとする場合は、当該高等学校を所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

## 7 総合選抜制における入学校の決定について

総合選抜を行う京都市地区各通学圏の普通科第I類を志望する者については、当該通学圏内の高等学校の第1学年の募集人員の合計数に応じて選抜し、合格者を決定したうえで、次によって入学校の決定を行う。

(1) 10により特別活動及び部活動に関連する入学希望書等を提出した者について、その希望に基づき各高等学校の普通科第I類の募集定員の20パーセントの範囲内で、当該高等学校への入学予定者を決定

する。

(2) (1)により入学校が決定しなかった者については、次の手順による。

ア 4(7)ウ(イ)により願書に記載された最寄りの停留所・駅に基づき、地理的条件を考慮してそれぞれの高等学校への入学予定者を決定する。

イ アによる入学予定者について、更に相互の希望に基づき、入学予定先となった高等学校間の調整を行う。

#### 8 合格者の発表(全日制・定時制共通)

合格者の発表は、平成17年3月16日(水)午前9時から午後0時30分までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。

#### 9 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続について(特別事情具申)(全日制)

次の各項目に該当する志願者は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程(昭和59年京都府教育委員会教育長告示第6号(以下「府通学区域規則施行規程」という。))及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程(平成12年京都市教育委員会教育長告示第5号)に基づき、平成17年1月17日(月)から1月28日(金)まで(推薦入学、特色選抜並びに普通科第三類、英語科、美術工芸科、音楽科、京都こすもす科、京都国際・福祉科、探究学科群及びエンタープライジング科への入学並びに海外勤務者帰国子女特別入学及び中国帰国孤児子女特別入学を志願する者については、平成17年1月17日(月)から1月21日(金)まで。日

曜日及び土曜日を除き、午前10時から午後4時まで)に府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行うこと。

- (1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

ア 対象者(未成年後見人に準じる者の範囲)

志願者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるもの

イ 提出書類

- (ア) 高等学校入学志願者の保護者届

- (イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

- (2) 転居等により、住所の届出を要する場合

ア 対象者

- (ア) 保護者(入学志願者が成年の場合には、本人。以下(2)において同じ。)の住所が入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

- (イ) 保護者が住所を入学日までに府内において変更する者のうち次に掲げる場合

a 総合選抜を行う普通科第Ⅰ類を志望する者の保護者が、住所を変更する場合

b 普通科第Ⅱ類(京都市地区各通学圏・山城通学圏)、第Ⅲ類、普通科総合選択制、単位制による課程の普通科又は普通科以

外の学科を志望する者の保護者が、当該類等又は学科の通学区域を越えて住所を変更する場合

c 山城通学圏の類を一括して募集する普通科を志望する者の保護者が、通学区域を越えて住所を変更する場合

d 口丹通学圏若しくは中丹通学圏の普通科第Ⅰ類若しくは第Ⅱ類又は丹後通学圏の普通科第Ⅰ類を志望する者の保護者が、学区(府通学区域規則別表第1の1の(1)の表に規定する学区をいう。以下同じ。)を越えて住所を変更する場合

e 丹後通学圏の普通科第Ⅱ類を志望する者の保護者が、通学区域を越えて住所を変更する場合

(ウ) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者のうち次に掲げる場合

a 総合選抜を行う普通科第Ⅰ類を志望する者の保護者の生活の本拠が、住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

b 普通科第Ⅱ類(京都市地区各通学圏・山城通学圏)、第Ⅲ類、普通科総合選択制、単位制による課程の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者の生活の本拠が、当該類等又は学科の通学区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

c 山城通学圏の類を一括して募集する普通科を志望する者の保護者の生活の本拠が、通学区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

d 口丹通学圏若しくは中丹通学圏の普通科第Ⅰ類若しくは第Ⅱ類又は丹後通学圏の普通科第Ⅰ類を志望する者の保護者の

生活の本拠が、学区を越えて住民基本台帳に記載された住所  
と異なる場合

e 丹後通学圏の普通科第Ⅱ類を志望する者の保護者の生活の  
本拠が、通学区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と  
異なる場合

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の住所に関する届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、そ  
れぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(3) 通学区域外就学のため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所の存する通学区域の高等学校への通学が著しく  
困難な者

(イ) その他教育上特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 通学区域外就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、そ  
れぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

(ア) ア(ア)に該当する者は、志願する高等学校長

(イ) ア(イ)に該当する者は、府教育長又は市教育長

(4) 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の生活の本拠が隣接府県にあって、地形・交通機関等の関係上、その府県の高等学校に通学することが著しく困難な者

(イ) その他特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 府外居住者の(高等学校)就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(5) 受理証明書又は許可書の交付

ア 届出書を受理した場合は、受理証明書を交付するものとする。

イ 許可申請書を審査の結果、やむを得ない事情があると認められた場合は、許可書を交付するものとする。

10 特別活動及び部活動に関連する入学校の希望について(普通科第I類)

普通科第I類を第1志望とする者にあつては、特別活動及び部活動に関連して、保護者の住所の存する通学圏(ただし、山城通学圏を除く。)内で、入学校を希望することができる。

(1) 希望する者の資格

中学校の特別活動及び部活動並びにそれらに関連した活動において顕著な実績を有し、高等学校における特別活動及び部活動に

興味・関心を持ち、これに積極的に取り組む意志が明確である者

(2) 入学校の希望の要領

ア 書類受付期間

(ア) 京都市地区各通学圏の普通科第Ⅰ類の場合

平成17年2月23日(水)	}	午前9時から
2月24日(木)		午後4時まで
2月25日(金)		午前9時から正午まで

(イ) 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の普通科第Ⅰ類の場合

合

平成17年1月27日(木)	}	午前9時から
1月28日(金)		午後4時まで

イ 提出書類

書類名	作成部数	提出部数	作成者
入学希望書(様式希-1の1)	1通	1通	志願者
実績報告書(様式希-1の2)	1通	1通	中学校長
入学希望者名簿(様式希-2)	※3通	2通	中学校長

※ 希望する者のある高等学校ごとに3通作成すること。

ウ 志願者の手続

(ア) 入学校を希望する者は、希望する高等学校1校を保護者の住所の存する通学圏内の高等学校から選ぶものとする。

(イ) 入学校を希望する者は、入学希望書に所要事項を記入し、保護者が署名又は記名押印のうえ、中学校長を経由して4(3)に規定する高等学校長に提出すること。ただし、単独選抜を行う普通科第Ⅰ類において入学校を希望する者にとっては、その希望する高等学校長に提出すること。

エ 中学校長の手続

中学校長は、次の(ア)及び(イ)により作成した書類を4(3)に規定する高等学校長に提出すること。ただし、単独選抜を行う普通科第Ⅰ類において入学校を希望する者にあつては、その希望する高等学校長に提出すること。

(ア) 中学校長は、志願者が作成した入学希望書の記載事項に誤りのないことを確かめたうえで、実績報告書を作成すること。

(イ) 中学校長は、入学希望者名簿を当該中学校から希望する者のある高等学校ごとに作成すること。

#### オ 高等学校長の処理

(ア) 高等学校長は、提出された入学希望書、実績報告書及び入学希望者名簿を照合のうえ受け付け、希望先高等学校が他の高等学校である場合には、当該希望先高等学校長にこれらを転送すること。

(イ) 各高等学校長は、(ア)により転送された入学希望書及び実績報告書と入学希望者名簿を照合すること。

#### カ 提出書類記入上の注意

(ア) 入学希望書について

a 「高等学校における希望の分野」欄には、高等学校における特別活動又は部活動のうち、興味・関心と積極的に取り組む意志を持つもの一つを○で囲み、当該分野の欄の括弧内に具体的な活動名又は部名を記入すること。

b 「希望理由」欄は、志願者本人が記入すること。

(イ) 実績報告書について

a 「高等学校における希望の分野」欄については、入学希望書



にならない，特別活動又は部活動のうち一つを○で囲み，当該分野の欄の括弧内に具体的な活動名又は部名を記入すること。

- b 「高等学校における希望の分野に関連する中学校在学中の顕著な活動実績」欄については，「高等学校における希望の分野」欄に○印で表示した特別活動又は部活動に関連する中学校における顕著な活動実績を記入すること。また，特別活動又は部活動以外の活動で，高等学校における希望の分野に関連する活動実績を持つ者については，その実績のうち顕著なものを記入すること。

顕著な活動実績の記入に当たっては，特別活動については，学級活動及び生徒会活動等の顕著な活動実績を具体的に記入すること。部活動については，全国大会，近畿大会，府下大会，市内大会（郡部では府内地区大会）及び各種コンクール等における活動実績の具体的内容（成績，記録，出場回数，役職の種類等）並びにその他部活動にかかわる顕著な活動実績を具体的に記入すること。特別活動又は部活動以外の活動については，社会体育等の活動についての顕著な活動実績を具体的に記入すること。

- c 特別活動の活動内容については，入学希望書を提出する志願者全員について記入すること。記入に当たっては，指導要録等の記載によること。

- d 「出席状況」欄には，中学校で行われた特別活動の授業時数のうち90パーセント以上出席した者はAを，それ以外の者はBを○で囲むこと。

(ウ) 入学希望者名簿について

「整理番号」欄には，作成する中学校において，希望先高等学校ごとに，一連番号を付けること。

なお，この番号は，入学希望書及び実績報告書の「整理番号」欄の番号と一致すること。

(3) 希望校への志願の可・否について

口丹通学圏，中丹通学圏及び丹後通学圏において，特別活動又は部活動に関連し，学区外の高等学校への入学を希望する者については，希望校の高等学校長から希望者の中学校長あてに入学志願の可・否について，特別活動及び部活動に関連する入学希望者審査結果通知書(様式希-3)により通知する。

これによって志願が認められた者は，4により希望校に出願することができる。

## 11 推薦入学について(全日制・定時制共通)

(1) 対象学科，類・類型等

普通科第Ⅱ類(英語系)，普通科第Ⅲ類(英文系・体育系・芸術系)，普通科総合選択制，農業に関する学科，水産に関する学科，工業に関する学科，商業に関する学科，情報に関する学科，英語科，美術工芸科，音楽科，京都こすもす科，京都国際・福祉科，探究学科群及びエンタープライジング科並びに単位制による課程の普通科及び総合学科について実施する。

(2) 実施高等学校

別表5に掲げる高等学校において実施する。

(3) 募集人員

別に公示する各学科，類・類型，系統等の募集定員に別表5に掲げる割合を乗じて得た人数とする。

(4) 出願資格

平成17年3月に中学校を卒業する見込みの者で，保護者の住所が推薦入学願書提出時において府内にあるもののうち，次の条件を満たし，在学中学校長の推薦を得た者とする。

ア 積極的な学習意欲があり，将来の進路についての目的意識が明確であること。

イ 志望する学科，類・類型，系統等の教育内容に対する興味・関心を有すること。

ウ 報告書の各記録が良好であること。

エ 普通科第Ⅲ類を志望する者については，希望する分野（英文，体育又は芸術）に適性があり，中学校において顕著な活動実績があること。

(5) 出願の要領

ア 出願は，1高等学校の1学科，類・類型，系統等に限る。

イ 願書受付期間

平成17年2月3日(木)	}	午前9時から
2月4日(金)		午後4時まで

やむを得ない理由により郵送により出願する場合は，平成17年1月30日(日)から2月1日(火)までの消印のあるものに限り有効とする。

なお，音楽科については，別に定める。

## ウ 提出書類

書類名	作成及び提出部数	作成者
推薦入学願書(様式推-1の1)	1通	志願者
写真票(様式Aの3)	1通	志願者
報告書(様式Cの1)	1通	在学中学校長
報告書【運動実績の記録】(様式Cの2)	1通	在学中学校長
推薦書(様式推-1の2)	1通	在学中学校長
推薦入学志願者名簿(様式推特-1)	1通	在学中学校長

備考1 9に規定する届出又は許可申請手続きを行い、受理証明書又は許可書の交付を受けた者は、それを推薦入学願書に添付すること。

2 報告書【運動実績の記録】(様式Cの2)は普通科第Ⅲ類(体育系)志願者のみ提出すること。

## エ 志願者の手続

(ア) 志願者は、推薦入学願書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、写真票を添付し、在学中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、推薦入学考査の手数料(全日制2,200円、定時制900円)を、京都府立高等学校において受検する者は京都府収入証紙により、京都市立高等学校において受検する者は現金により納入し、その証紙又は領収書を推薦入学願書の付票の所定欄にはり付けること。ただし、京都市立高等学校に郵送により出願する場合は、推薦入学考査の手数料分の郵便小為替を同封するものとする。

(イ) 出願に当たって、9に規定する府教育長若しくは市教育長又は高等学校長に届出又は許可申請を行う必要のある者は、平成17年1月17日(月)から1月21日(金)までの間に手続を完了するこ

と。

オ 在学中学校長の手続

(ア) 在学中学校長は、推薦に当たって、厳正かつ公平を期すものとする。

(イ) 在学中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえ、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。ただし、ウに規定する書類をやむを得ない理由により郵送する場合は、平成17年1月30日(日)から2月1日(火)までの消印のあるものに限り有効とする。また、郵送による場合は、電話で志願先高等学校長に、志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡のうえ、推薦入学受検票等の返信用として、あて先を記入し書留速達送付分の切手をはった封筒を同封し、書留速達により提出すること。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、推薦入学願書に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

4(7)ア、イ、エ及びオによること。ただし、報告書(様式Cの1)の「学習の記録」欄、「行動の記録」欄及び「出欠の記録」欄は、次の(ア)及び(イ)の要領により記入すること。

なお、「特別活動等の記録」欄については、記入を要しない。

(ア) 第3学年については、平成16年12月31日現在の記録を記入す

ること。

(イ) 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間10日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。

(6) 入学者の選抜

ア 高等学校長は、志願者全員に対して面接と作文(普通科第Ⅱ類(英語系)にあっては英語力の測定、第Ⅲ類(体育系・芸術系)にあっては実技検査も行う。以下「面接等」という。)を実施する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。ただし、当該高等学校を所管する教育委員会の承認を得て学習状況診断テストを実施することを妨げない。

イ 面接等は、平成17年2月15日(火)に志願先高等学校において実施する。

なお、集合時刻、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

ウ 面接等の内容は、当該高等学校を所管する教育委員会と協議のうえ、高等学校長が定める。

エ 高等学校長は、報告書、推薦書及び面接等の結果を資料として選抜を行い、合格内定者を決定する。

なお、普通科第Ⅲ類、英語科、美術工芸科、音楽科、京都こすもす科、京都国際・福祉科、探究学科群及びエンタープライジング科にあっては、志願者のうち19により実施する適性検査に合格した者を対象として選抜を行う。

オ 高等学校長は、選抜のため健康診断の必要があって、これを実施しようとする場合は、当該高等学校を所管する教育委員会の承

認を受けなければならない。

カ 高等学校長が推薦入学の実施に関する要項を定める場合は、当該高等学校を所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

また、高等学校長が指示事項を定める場合は、あらかじめ当該高等学校を所管する教育委員会と協議しなければならない。

(7) 合格内定者の通知及び合格者の発表

ア 高等学校長は、合格内定者に対しては在学中学校長を経由して合格内定通知書(様式推特-2)を、在学中学校長に対しては推薦入学における選抜結果通知書(様式推特-3)を、平成17年2月18日(金)の午前10時から正午までの間に交付する。

なお、郵送による場合は、午後に発送を行う。

イ 合格者の発表

合格内定者について、入学を決定したうえ、8により合格者として発表する。

ウ 合格内定者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

## 12 特色選抜について

(1) 対象学科

山城通学圏における普通科について実施する。

(2) 実施高等学校

別表6に掲げる高等学校において実施する。

(3) 募集人員

別に公示する募集定員に10%を乗じて得た人数以内で、高等学

校長が別に定める。

(4) 出願資格

1の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)に該当する者で、高等学校長が別に示した特別活動・部活動等の特色について興味・関心等を有し、当該高等学校での活動に積極的に取り組む意志が明確である者

(5) 出願の要領

ア 出願は、1高等学校に限る。

イ 願書受付期間

平成17年2月3日(木)	} 午前9時から 午後4時まで
2月4日(金)	

やむを得ない理由により郵送により出願する場合は、平成17年1月30日(日)から2月1日(火)までの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

書類名	作成及び提出部数	作成者
特色選抜入学願書(様式特色-1)	1通	志願者
写真票(様式Aの3)	1通	志願者
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長
特色選抜志願者名簿(様式推特-1)	1通	中学校長
※自己申告書	1通	志願者

※ 自己申告書の様式は高等学校長が別に定める。

備考 9に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理証明書又は許可書の交付を受けた者は、それを特色選抜入学願書に添付すること。

エ 志願者の手続

(ア) 志願者は、特色選抜入学願書及び自己申告書に所要事項を記



入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、写真票を添付し、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、特色選抜入学考査の手数料(全日制2,200円)を京都府収入証紙により納入し、その証紙を特色選抜入学願書の付票の所定欄にはり付けること。

(イ) 出願に当たって、9に規定する府教育長に届出又は許可申請を行う必要のある者は、平成17年1月17日(月)から1月21日(金)までの間に手続を完了すること。

#### オ 中学校長の手続

中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえで、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。ただし、ウに規定する書類をやむを得ない理由により郵送する場合は、平成17年1月30日(日)から2月1日(火)までの消印のあるものに限り有効とする。また、郵送による場合は、電話で志願先高等学校長に、志願者氏名等の必要な事項を連絡のうえ、受検票等の返信用として、あて先を記入し書留速達送付分の切手をはった封筒を同封し、書留速達により提出すること。

#### カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、特色選抜入学願書に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

#### キ 提出書類記入上の注意

4(7)ア、イ及びエによること。ただし、報告書(様式Cの1)の「学習の記録」欄、「行動の記録」欄、「特別活動等の記録」欄及び「出欠の記録」欄は、次の(ア)及び(イ)の要領により記入すること。

なお、自己申告書は高等学校が別に定める記入の要領によること。

(ア) 第3学年については過年度卒業者を除き、平成16年12月31日現在の記録を記入すること。

(イ) 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間10日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。

#### (6) 入学者の選抜

ア 高等学校長は、志願者全員に対して面接及び作文又は小論文(以下「面接・作文等」という。)を実施する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。

イ 面接・作文等は、平成17年2月15日(火)に志願先高等学校において実施する。

なお、集合時刻、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

ウ 面接・作文等の内容は、京都府教育委員会と協議のうえ、高等学校長が定める。

エ 高等学校長は、報告書、自己申告書及び面接・作文等の結果を資料として選抜を行い、合格内定者を決定する。

オ 高等学校長が特色選抜の実施に関する要項を定める場合は、京都府教育委員会の承認を受けなければならない。

また、高等学校長が指示事項を定める場合は、あらかじめ京都

府教育委員会と協議しなければならない。

(7) 合格内定者の通知及び合格者の発表

ア 高等学校長は、合格内定者に対しては中学校長を経由して合格内定通知書(様式推特-2)を、中学校長に対しては特色選抜における結果通知書(様式推特-3)を平成17年2月18日(金)の午前10時から正午までの間に交付する。

なお、郵送による場合は、午後に発送を行う。

イ 合格者の発表

合格内定者について、入学を決定したうえ、8により合格者として発表する。

ウ 合格内定者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

13 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜について

(1) 出願資格

1に該当する者であって、かつ、次のアからウまでに該当するもの

ア 海外勤務者(日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等の勤務又は海外において研究・研修を行うことを目的として日本国を出国し、海外に在留していたもの又は現在なお在留しているもの)の子女であること。

イ 外国において引き続き1年以上在留していたこと。

ウ 平成14年2月1日以降に帰国したこと。

(2) 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課程	学科、類	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科第Ⅰ類	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科第Ⅰ類	5名以内

備考 鳥羽高等学校を志願する者及び西舞鶴高等学校全日制普通科第Ⅰ類の学区外から同校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書による許可申請を行うこと。

(3) 出願の要領

ア 出願は、1高等学校に限る。

イ 願書受付期間

平成17年1月27日(木) } 午前9時から  
1月28日(金) } 午後4時まで

なお、郵送による出願は受け付けない。

ウ 提出書類

書類名	作成及び提出部数	作成者
海外勤務者帰国子女特別入学願書(様式帰-Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式帰-Aの2)	1通	志願者
写真票(様式Aの3)	1通	志願者
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長
海外在住状況報告書(様式帰-Bの1)	1通	志願者

備考1 外国の学校(日本人学校を含む。)を卒業(卒業見込みを含む。)した者(以下「外国学校卒業生」という。)について、報告書の作成が困難な場合、これに代えて当該校の校長の発行する成績証明書を提出してもよい。

2 9に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理証明書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付するこ

と。

## エ 志願者の手続

(ア) 志願者は、入学願書、学力検査受検願及び海外在住状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、写真票を添付し、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、学力検査の手数料(全日制2,200円)を京都府収入証紙により納入し、その証紙を学力検査受検願の所定欄にはり付けること。

(イ) 出願に当たって、9に規定する府教育長に届出又は許可申請を行う必要のある者は、平成17年1月17日(月)から1月21日(金)までの間に手続を完了すること。

## オ 中学校長の手続

中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえで、所要事項の記入及び証明を行い、その他必要書類を作成し、願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

## カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、学力検査受検願に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

## キ 提出書類記入上の注意

4(7)ア、イ及びエによること。ただし、報告書の第3学年における記録については、過年度卒業者を除き、平成16年12月31日

現在の記録を記入すること。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 実施期日，教科及び時間割

平成17年2月7日(月)		
時間		検査教科
第1時限	9:30~10:10	国語
第2時限	10:25~11:05	数学
第3時限	11:20~12:00	英語
第4時限	12:55~	面接

備考1 集合時刻，持参品その他必要な事項は，別に高等学校長が指示する。

2 受検に関する注意事項は，5(4)に準じる。

(イ) 検査場

願書提出先高等学校

(ウ) 面接の内容は，高等学校長が定める。

イ 選抜方法

高等学校長は，報告書，学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い，合格内定者を決定する。

ウ 合格内定者の通知及び合格者の発表

(ア) 高等学校長は，合格内定者に対しては中学校長を経由して合格内定通知書(様式帰-C)を，中学校長に対しては海外勤務者帰国子女特別入学者選抜結果通知書(様式帰-D)を平成17年2月10日(木)の午前10時から正午までの間に交付する。

なお，郵送による場合は，午後に発送を行う。ただし，外国学校卒業者については，合格内定通知書を直接本人に交付する。

(イ) 合格者の発表

合格内定者について、入学を決定したうえ、8により合格者として発表する。

(ウ) 合格内定者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

14 中国帰国孤児子女特別入学者選抜について

(1) 出願資格

1に該当する者であって、かつ、次のア及びイに該当するもの

ア 終戦前(昭和20年9月2日以前をいう。)から引き続き中国に居住していた者(これらの者を両親として終戦後中国において出生した者を含む。)で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国したものの子女であること。

イ 帰国後小学校4学年以上の学年に入学した者であること。

(2) 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課程	学科、類	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科第I類	5名以内
	定時制	普通科	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科第I類	5名以内
京都府立東舞鶴高等学校浮島分校	定時制	普通科	5名以内

備考 上記各高等学校の全日制普通科第I類を志願する者(西舞鶴高等学校へ同校の学区内から志願する者を除く。)は、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書による許可申請を行うこと。

(3) 出願の要領

ア 出願は、1高等学校の1課程に限る。

イ 願書受付期間

平成17年1月27日(木) } 午前9時から  
1月28日(金) } 午後4時まで

ただし、定時制(夜間)については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

ウ 提出書類

書類名	作成及び提出部数	作成者
中国帰国孤児子女特別入学願書(様式帰-Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式帰-Aの2)	1通	志願者
写真票(様式Aの3)	1通	志願者
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長
中国帰国孤児子女帰国状況報告書(様式帰-Bの2)	1通	志願者

備考 9に規定する届出又は許可申請手続きを行い、受理証明書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

エ 志願者の手続

(ア) 志願者は、入学願書、学力検査受検願及び中国帰国孤児子女帰国状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、写真票を添付し、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、学力検査の手数料(全日制2,200円、定時制900円)を京都府収入証紙により納入し、その証紙を学力検査受検願の所定欄にはり付けること。

(イ) 出願に当たって、9に規定する府教育長に届出又は許可申請を行う必要のある者は、平成17年1月17日(月)から1月21日(金)



までの間に手続を完了すること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえで、所要事項の記入及び証明を行い、その他必要書類を作成し、願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、学力検査受検願に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

4(7)ア、イ及びエによること。ただし、報告書の第3学年における記録については、過年度卒業者を除き、平成16年12月31日現在の記録を記入すること。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 実施期日、教科及び時間割

平成17年2月7日(月)		
時間		検査教科
第1時限	9:10~10:10	国語
第2時限	10:25~11:05	数学
第3時限	11:20~12:00	英語
第4時限	12:55~	面接

備考1 集合時刻、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 受検に関する注意事項は、5(4)に準じる。

(イ) 検査場

## 願書提出先高等学校

(ウ) 面接の内容は、高等学校長が定める。

### イ 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格内定者を決定する。

### ウ 合格内定者の通知及び合格者の発表

(ア) 高等学校長は、合格内定者に対しては中学校長を経由して合格内定通知書(様式帰-C)を、中学校長に対しては中国帰国孤児子女特別入学者選抜結果通知書(様式帰-D)を平成17年2月10日(木)の午前10時から正午までの間に交付する。

なお、郵送による場合は、午後に発送を行う。

### (イ) 合格者の発表

合格内定者について、入学を決定したうえ、8により合格者として発表する。

(ウ) 合格内定者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

## 15 成人特別入学者選抜について

### (1) 出願資格

1に該当する者であって、かつ、次のア及びイに該当するもの

ア 平成17年4月1日現在満20歳以上の者であること。

イ 成人特別入学者選抜を希望する者であること。

(2) 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課程	学科	募集人員
京都府立鴨沂高等学校	定時制	普通科	別に公示する各学科の募集定員に10%を乗じて得た人数以内
京都府立鳥羽高等学校	定時制	普通科	
京都府立朱雀高等学校	単位制による 定時制	普通科	
京都府立桃山高等学校	単位制による 定時制	普通科 商業科	

(3) 出願の要領

ア 出願は、1高等学校の1学科に限る。

イ 願書受付期間

平成17年1月27日(木) } 午後4時から  
1月28日(金) } 午後7時まで

なお、郵送による出願は受け付けない。

ウ 提出書類

書類名	作成及び提出部数	作成者
成人特別入学願書(様式㊦-A)	1通	志願者
写真票(様式Aの3)	1通	志願者

備考 志願者のうち、出身中学校の廃止又は被災等の事情によって中学校長を経由できない者は、志願者で提出できる書類を、平成17年1月14日(金)までに志願先高等学校長に提出し、その指示を受けること。

エ 志願者の手続

志願者は、成人特別入学願書に所要事項を記入のうえ、写真票を添付し、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、成人特別入学考査の手数料(定時制900円)を京都府収入証紙により納入し、その証紙を成人特別入学願書の

付票の所定欄にはり付けること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえ、所要事項の記入及び証明を行い、願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、成人特別入学願書に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

4(7)ア及びイによること。

(4) 入学者の選抜

ア 高等学校長は、志願者全員に対して面接と作文を実施する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。

イ 面接と作文は、平成17年2月7日(月)に志願先高等学校において実施する。

なお、集合時刻、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

ウ 面接と作文の内容は、京都府教育委員会と協議のうえ、高等学校長が定める。

エ 高等学校長は、面接と作文の結果を資料として選抜を行い、合格内定者を決定する。

(5) 合格内定者の通知及び合格者の発表

ア 高等学校長は、入学考査を受けた者及び中学校長に対して、成

人特別入学者選抜結果通知書(様式㊦-B・C)を、平成17年2月10日(木)の午後3時から午後6時までの間に交付する。

なお、郵送による場合は、午後6時以降に発送を行う。

イ 合格者の発表

合格内定者について、入学を決定したうえ、8により合格者として発表する。

ウ 合格内定者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

16 第2次選抜について

(1) 全日制の普通科第Ⅱ類、第Ⅲ類に欠員が生じた場合に限り、全日制普通科第Ⅰ類を第1志望としてこれに不合格となった者(第2志望で他の学科に合格した者を除く。)を選考の対象として、第2次選抜を行うことがある。

なお、この場合における願書受付期間は、平成17年3月16日(水)午後1時から午後5時までとし、合格者発表日は、平成17年3月17日(木)とする。

(2) 第2次選抜に関する要項は、当該高等学校を所管する教育委員会の指示に従って、当該高等学校長が決定するものとする。

17 第2次募集について

(1) 高等学校長は、第2次募集の要否について(様式E)により平成17年3月11日(金)までに当該高等学校を所管する教育委員会に報告し、指示を受けること。

(2) 第2次募集を行う高等学校にあっては、合格者発表と同時に、その旨を当該高等学校長が発表するものとする。

(3) 第2次募集の日程について

ア 願書受付期間

平成17年3月17日(木)	}	午前9時から
3月18日(金)		午後4時まで

ただし、定時制(夜間)については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

イ 学力検査実施日

平成17年3月23日(水)

ウ 合格発表日

平成17年3月25日(金)

(4) 第2次募集に関する要項は、当該高等学校を所管する教育委員会の指示に従って、当該高等学校長が決定するものとする。

(5) 高等学校長は、特別な事情により、定時制の第2次募集を受検できなかった者について、当該高等学校を所管する教育委員会と協議して、入学を許可することができる。

## 18 合格者発表後の処理について

中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、平成17年4月14日(木)までに入学先高等学校長あて送付すること。

## 19 適性検査について

- (1) 普通科第Ⅲ類，英語科，美術工芸科，音楽科，京都こすもす科，京都国際・福祉科，探究学科群及びエンタープライジング科を志望する者については，適性検査を実施する。
- (2) 適性検査の実施に関する要項は，当該高等学校を所管する教育委員会の承認を受けて，当該高等学校長が定める。

## 20 通信制の課程

### (1) 出願

#### ア 願書受付期間

平成17年3月24日(木)	}	午前9時から午後4時まで
3月25日(金)		
3月28日(月)		
3月29日(火)		午前9時から正午まで

ただし，この期間内に出願できなかった者で，当該高等学校長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り，特に出願を許可することがある。

イ 志願者は，当該高等学校長の定めるところにより，次の書類を当該高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 報告書

### (2) 入学者の選抜

学力検査は実施しない。高等学校長は必要に応じて面接を実施し，報告書等に基づいて選抜を行い，入学者を決定するものとする。

(3) 合格者の発表

合格者については、当該高等学校長から志願者本人あて通知するものとする。